※　この調査は，令和２年４月 27 日（月）以降の「児童の居場所」「希望者への給食」に申し込んでいる児童保護者を対象とします。

令 和 2 年 4 月 23 日

「児童の居場所」　参加児童保護者　様
「希望者への給食」参加児童保護者　様

高 知 市 教 育 委 員 会

臨時休業期間を再延長する場合に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」について

日ごろから本市教育にご理解，ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では，現在，臨時休業期間を令和２年５月６日（水）まで延長することとしておりますが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により臨時休業期間を再び延長する場合等，様々な状況を想定しながら，引き続き協議や検討を進めているところです。

臨時休業期間を令和２年５月７日（木）以降も再延長することとなった場合，５月上旬に大型連休があるため，「児童の居場所」等へ参加する児童数を早めに確認する必要がございます。そのため，やむを得ず，再延長する場合の参加希望について，事前に確認させていただくことといたしました。

つきましては，臨時休業期間を令和２年５月７日（木）以降も再延長する場合に伴う「児童の居場所」等について，別添実施要項（案）をご確認いただき，保護者の方々の就労等で児童の自宅待機が極めて困難な場合に限り，下記の要領で「別紙１」をご提出ください。

なお，緊急事態宣言を受けて保育所・幼稚園等が原則休園となっている現在の状況も踏まえ，お子様等への感染リスクの低減，また，感染拡大防止のために，「児童の居場所」等への参加を控え，可能な限りお子様がご家庭で過ごすことができるよう，重ねてご協力をお願いいたします。

記

１　提出書類　　別紙１　臨時休業期間再延長の場合に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」参加希望事前調査

２　提出締切　　令和２年４月 27 日（月）

３　提 出 先　　各学級担任

４　備　　考　　本調査は，給食の食材発注のため，指定の期日までに食数を担当課に伝える都合上，実施するものです。現時点において臨時休業の再延長が決定しているものではございませんので，ご理解をお願いいたします。

案

※　臨時休業は再延長となっておりませんので，
現段階では「案」です。

臨時休業期間再延長の場合に伴う「児童の居場所」に係る実施要項

令和２年　月　日
高知市教育委員会

１　目　　的

新型コロナウイルス感染症対策のために高知市立学校の一斉臨時休業期間を再延長する場合において，感染拡大防止のために原則として児童は自宅で過ごすことが望ましいが，保護者の就労等において自宅待機が極めて困難な児童の居場所を確保する。

２　対　　象

４月 27 日（月）から５月６日（水）までの臨時休業期間中における「児童の居場所」に申し込みをしている児童のうち，共働き家庭など留守家庭の児童，特に低学年児童など留守番をすることが極めて難しい場合等，やむを得ない特別な事情がある児童に限る。

３　臨時休業の再延長に伴う開設期間及び時間帯

⑴　開 設 期 間：令和２年５月７日（木）から学校が再開されるまで
※　土日・祝日を除く

⑵　開設時間帯：午前８時 30 分から午後２時まで
※　放課後児童クラブが開設される場合は，放課後児童クラブ在籍児童について，午後２時以降は放課後児童クラブにて過ごすこととする。

４　開 設 場 所　　児童が在籍している学校

５　開設における対応

- 原則として，担当教員の指示のもと，既習の学習内容の自習などを行う。
- 開設期間中は事前に申し込みを行えば給食の提供が可能【返金不可】
- 担当教員は，参加児童を確認する。

６　持　参　物

- 水筒（お茶または水等【ジュース不可】）
- 感染予防のための「ハンカチ」・「タオル」等

※　可能であれば「マスク」

７　留 意 事 項

- 参加希望日に不参加となった場合は保護者から学校に連絡する。
- 参加する場合は，家庭で事前に検温するなど健康観察を行い，風邪の症状があれば参加できない。